

広情個審第76号
令和7年11月19日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

令和7年6月6日付け広市生第49号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第392号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

令和7年6月6日付け広市生第49号の諮問事案（諮問第392号事案）

令和7年2月13日付け公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が、同年3月5日付け広島市指令市生第131号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年3月11日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、本件開示請求に対して行った本件部分開示決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

ア 本件部分開示決定を取り消し、不開示とした部分の開示を求める。

イ 開示対象となるべき公文書が不十分であるため、さらなる開示を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求人は、令和7年3月6日付けで、広島市長から本件部分開示決定を受けた。

イ 広島市長は次の点を理由としている。

市等の事務事業に関する情報であって、協議内容を公にすることにより、市等の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であるため（広島市情報公開条例第7条第6号に該当）。

ウ また、公文書開示請求の内容は、「安藤忠雄氏が設計、建設を手がける「こども本の森」を広島県（市）に寄付したい旨の意向に対する、広島県と広島市の対応に関する一切の資料」である。

エ 「広島市情報公開条例」第2条によれば、「公文書」とは「実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とあり、また、令和5年9月27日広島市議会総務委員会での公文書館長答弁によれば、「本市の情報公開条例第2条第2項において、公文書の定義が定められており、1 公務員が職務上作成し又は取得したもの、2 組織の中で共有されているもの、3 現に保有して

いるもの。この三つの条件が全てそろったものを公文書と定義付けています。それから、決裁や供覧などの手続を終了した公文書に限らず、各部署の共通フォルダに格納されているデジタルデータ、それから業務上のメールについても、原則として公文書となります。また、職員の私的メモに関しましては、組織の中で共有されているかどうか個別に判断することになります」とあり、デジタルデータ、業務上の電子メールや、個別判断による私的メモも「公文書」である。

オ 今回部分開示された文書作成にあたっては、広島市と広島県との間で打ち合わせ等業務があったと推測され、これら業務に係る電子メールや私的メモも開示対象とされるべきである。

カ また、市と県が令和4年5月17日以前から「こども本の森広島（仮称）」について協議等を行ったことが広島県の開示文書により判明しているが、それにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼしたとは考えられず、広島市においても、それら業務に係る公文書を開示対象とするべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 請求人は、「安藤忠雄氏が設計、建設を手がける『こども本の森』を広島県（市）に寄付したい旨の意向に対する、広島県と広島市の対応に関する一切の資料」について本件開示請求を行い、本市は、「安藤忠雄氏からの提案に係る県との協議について（事務記録）」（以下「公文書1」という。）及び「安藤忠雄氏と広島県知事との会談について」（以下「公文書2」という。）に係る本件部分開示決定を行った。
- (2) 不開示とした箇所は、「広島県との協議内容」及び「安藤忠雄氏と広島県知事の会談の内容」である。
- (3) 本件部分開示決定時において、「こども本の森」は、その実現に向けて安藤忠雄建築研究所との協議を継続しており、協議内容は全て未確定情報である。「広島県との協議内容」は、「こども本の森」に関わる内容であり、本内容が公になれば、未確定情報等によりいたずらに市民に誤解を与るとともに、本市と安藤忠雄建築研究所との間の率直な意見の交換が不当に損なわれ、今後の「こども本の森」の実現に向けた円滑な協議の遂行に大きな支障が出るおそれがあることから、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）（以下「条例」という。）第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。
- (4) また、「安藤忠雄氏と広島県知事の会談の内容」については、広島県の事務事業に関する内容であって、公にすることで広島県における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に定める「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。」に該当すると判断し、不開示としたものである。

- (5) 請求人は、「今回部分開示された文書作成にあたっては、広島市と広島県との間で打ち合わせ等業務があったと推測され、これら業務に関わる電子メールや私的メモも開示対象とされるべきである。」「市と県が令和4年5月17日以前から『こども本の森広島（仮称）』について協議等を行ったことが広島県の開示文書により判明しているが、それにより事務事業の適正な遂行に支障を及ぼしたとは考えられず、広島市においても、それら業務に関わる公文書を開示対象とするべきである。」と主張する。
- (6) しかしながら、条例第2条第2項において、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定義されている。本件開示請求の対象となる文書、図画及び電磁的記録であって、職員が組織的に用いるものとして保有しているものは、本件部分開示決定において部分開示を行ったものが全てであるため、請求人の主張には理由がない。

4 審査会の判断理由

当審査会は、必要な調査を行い、条例に則して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は、「この条例は、市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより、市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とする。」と定め、条例第3条は、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」としている。

(2) 条例第2条第2項の規定について

条例第2条第2項は、「この条例において『公文書』とは、実施機関の職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と規定している。

(3) 条例第7条第6号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第6号は、不開示情報として、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、（中略）そ

の他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 対象公文書について

ア 請求人は、本件部分開示決定を取り消し、不開示部分を開示することを求めており、当審査会が見分したところ、この対象文書は、実施機関が行った本件部分開示決定に関する公文書 1 及び公文書 2 である。

イ また、請求人は、今回部分開示決定された文書の作成に当たっては、実施機関と広島県との間で打ち合わせ等があったと推測され、これら業務に係る電子メールや私的メモも開示対象とされるべきであると主張し、開示対象となるべき公文書が不十分であるとして、さらなる開示を求めている。

そこで、当審査会が実施機関に開示の対象公文書の有無について改めて確認したところ、実施機関からは「組織的に用いるもの（条例第 2 条第 2 項）」としての公文書は保有していないとの回答であった。

ウ したがって、以下、公文書 1 及び公文書 2 の不開示部分に係る不開示事由該当性について検討する。

(5) 公文書 1 の不開示部分について

ア 当審査会が見分したところ、公文書 1 の不開示部分は、実施機関職員と広島県教育委員会職員との間で行われた、安藤忠雄建築研究所（以下「研究所」という。）の整備することも本の森に係る意見交換に関する記述である。

イ 当該情報は、本答申書の発出時点においても広島市でのこども本の森の整備に関する方針が公表されていないことからすれば、本件部分開示決定時において、実施機関職員と広島県教育委員会職員との間で行われたこども本の森の整備に関する意見交換の内容は未確定情報であったと認められる。

ウ このため、本件部分開示決定時において、当該情報が公になれば、実施機関とこども本の森を整備する研究所との間における率直な意見交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 7 条第 6 号の不開示理由が認められる。

(6) 公文書 2 の不開示部分について

ア 当審査会が見分したところ、公文書 2 の不開示部分は、広島県知事と研究所との間で行われたこども本の森の整備に係る会談の内容である。

イ 当審査会において「広島県の事務事業に関する内容であって、公にすることで広島県における事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との記載について実施機関に改めて確認したところ、実施機関からは、公文書 2 の不開示部分は広島県知事と研究所との会談の内容であるが、これは広島県教育委員会から非公表を前提に提供された情報で、これを公にすることで、実施機関と広島県教育委員会との間の信頼関係が損なわれ、今後の実施機関と広島県教育委員会との間

の同種の事業又は事務の遂行に当たり、率直な意見交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの説明があった。

ウ 当該情報は、広島県知事と安藤忠雄氏との会談の内容であり、公文書2における記載から当該会談は非公開で行われたものと認められることから、これを実施機関において開示することにより、今後の実施機関と広島県教育委員会との間の同種の事業又は事務の遂行に当たり率直な意見交換が損なわれるなど、実施機関が行う事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

エ このため、当該情報については、実施機関における事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものとして、条例第7条第6号の不開示理由が認められる。

(7) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 7 . 6 . 6	広市生第 4 9 号の諮問を受理（諮問第 3 9 2 号で受理）
R 7 . 8 . 1 4 (第 1 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 9 . 1 1 (第 2 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 1 0 . 9 (第 3 回審査会)	第 1 部会で審議
R 7 . 1 1 . 6 (第 4 回審査会)	第 1 部会で審議

参考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
神 野 礼 斉	広島大学大学院教授
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
濱 野 滝 衣	弁護士